

学校いじめ防止基本方針

遠野市立鱒沢小学校
令和7年3月改定

【はじめに】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、いじめは決して許される行為ではない。

いじめの根絶は、学校の根幹が問われる最重要課題の1つであり、その実現に向けて、学校が一丸となって組織的に、未然防止、発生時の対応、事後の対策等を講じると共に、児童・教職員・保護者等との関わり合いによって、心の通い合う教育実践をより一層充実させていくことが必要である。

学校及び家庭が、いじめの問題を切り口として、命の尊さや人と人との関りについて、子供たちに真剣に考えさせていくことは、本校における教育の質の向上を図る上からも重要な意味をもつものである。

本校では、全ての子供の健全育成及びいじめのない子供社会の実現を目指し、心豊かで、安心・安全な学校生活を守るために、「国のいじめ防止基本方針」、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」を参考に、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

なお、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

2 いじめの定義

いじめは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条において次のように定義されており、本校でもこれを踏まえて取組を進めるものとする。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた児童の心情に共感し、その立場に立って行うことが必要である。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されない行為である。
- (2) いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るもので、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る行為である。
- (3) いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級やその他所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (4) より根本的ないじめの問題克服のためには、未然防止の観点が重要であり、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度の育成や、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりが大切である。

4 いじめ防止に向けた方針

- (1) あらゆる活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの集団にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識する。その上で、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう、保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下で組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況把握に努める。

5 いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの条件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月の期間を目安とする。期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所になるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活

動を推進する。

- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人間関係能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人もかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校はいじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、
(必要に応じ) 当該児童在籍の学級担任等

(2) 取組内容

- ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成(道徳教育の全体指導計画への位置づけ)
- ② いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③ 未然防止、早期発見の取組
- ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告(各学級・学年の状況報告等)
- ⑤ いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

- ① 学期1回を定例会とし、他に児童理解朝会及び毎月1回の定例職員会議にて、児童の状況について共有する
- ② いじめ事案発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 児童の主体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会や学級での取組を行う。
- (2) 児童集会の充実

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を校報やPTA総会等で示し、保護者、地域住民等への周知に努める。
- (2) PTAの各種会議等で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信を通じて保護者へ協力を呼びかける。
例) 元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、子供の変化に要注意など

- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 校報や学級通信等でいじめ問題について取上げ、保護者の意見を紹介する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を、コンプライアンス研修会と関連させて年間に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題に関わる校内研修会
→年1回（夏季休業中）
- (2) いじめ問題への取組についての自己診断（チェックポイントによる）
→年6回（偶数月に実施）

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 基本的な考え方

いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いの中で行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。些細なことであっても、早い段階で事実確認をしっかりと、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知するように心がける。

【見逃してはいけない小さな変化や危険信号】

- ・急に笑顔が少なくなり、ふさぎ込む時間がある
- ・遅刻や早退が多くなる。保健室利用が増える
- ・家庭での様子が変わったり、悩みを話したりする
- ・児童の所有物がなくなる
- ・無気力、または投げやりになる
- ・服に汚れがある
- ・忘れ物が多くなる
- ・休み時間にぼつんと一人でいる

2 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は、日記や生活ノート等も活用する。）
- (3) 授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童のようすに目を配る。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、いさかい・けんかやからかい、運動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係諸機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年5回（5月、7月、9月、11月、2月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回（6月、11月） **※必要に応じ随時**
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り 児童アンケート後および必要に応じ随時

4 相談窓口の紹介

いじめられている児童本人が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為となる。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口は以下のとおりとする。

本校におけるいじめの相談窓口

- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・全教職員が対応
- カウンセラーの活用・・・・・・・・・・生徒指導主事・副校長
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長
- ネットを通じて行われるいじめ相談・・・・・・・・学校または所轄警察署
- まごころ教育相談（市教委）・・・・・・・・0198-62-4412（平日、8:30～17:30）
- ふれあい電話相談（中部教育事務所）・・・・・・・・0198-22-4981（平日、8:30～17:15）
- 24時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・・・019-623-7830（24時間対応）

IV いじめの問題に対する早期対応・組織的対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめ行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、速報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなどいじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安全に教育をうけるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーの派遣を要請し、養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認められるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加える。
- (9) いじめの解消は、一定期間（3か月から半年程度）経過後、当該児童とその保護者がいじめが解消され、問題なく学校生活が送れるようになったときとする。いじめに対する指導を終えたことでいじめの解消とは決して捉えない。

事実関係を速やかに調査する。

- (4) 調査結果を市教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供をする。ただし、関係者の個人情報に配慮する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■教育委員会が調査の主体となる場合

市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に積極的に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。
また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 定期的な見直し

いじめに関する国や県などからの各種通知、新聞、ニュース等での報道事案を参考に、基本方針等の見直しを定期的（年度末～新年度経営計画策定時）に行う。

VIII いじめ対応のためのチャート図

